



【確定給付企業年金】 『延滞金に係る規約の取扱いについて』

平成21年5月1日付で「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成22年1月1日から施行されます。

厚生年金保険法における延滞金の取扱いは確定給付企業年金に直接的に影響を及ぼすものではないため、確定給付企業年金のお客様については原則規約変更不要です。

(規約において「年14.6%」の延滞利息と明記している場合であっても引き続き「年14.6%」の延滞利息を徴収することも可能であるため、必ずしも今回の改正に準じた規約変更を行う必要はございません。)

ただし、今回の改正を受けて次のような対応をとる場合は、規約変更が必要となります。

規約変更を行う場合は、地方厚生(支)局長宛の届出が必要です。

(基金型の場合、代議員会の議決が必要であり、理事長専決は不可)

- ・規約において「年14.6%」の延滞利息と明記しており、今回の改正に準じて延滞利息を軽減する場合
- ・新たに延滞金に関する取扱いを定める場合
- ・延滞金に関する取扱いを廃止する場合

【ご参考：改正の概要】

	納期限の翌日から 3ヵ月を経過する日まで	左記期間経過後
改正後	年7.3% ⁽¹⁾	年14.6%
現行	年14.6%	

(1) その年の特例基準割合⁽²⁾が年7.3%を下回る場合は、当該特例基準割合を適用します。平成21年は特例基準割合(年4.5%)が適用されることとなります。

(2) その年の特例基準割合：前年の11月30日を経過する日において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。平成21年は年0.5%。

